２０１９年　９月

お客さま各位

坂戸ガス株式会社

ガス料金等に係わる消費税等の改定のお知らせ

日ごろは坂戸ガスをご利用賜り、誠にありがとうございます。

２０１９年１０月１日から消費税率が８％から１０％に引き上げられます。ガス料金等に係わる消費税について、以下の基準で消費税率を運用のうえ算定・請求させていただきますので宜しくお願い致します。

※なおガス料金等の税抜き価格は変更ございません。

[消費税率の改定について]

(ガス料金等について)

■２０１９年9月３０日以前から継続してガス等をご利用していただいているお客様

・２０１９年１０月３１日までの検針分のガス料金等は、経過措置として８％の税率を適用致します。

・２０１９年１１月１日以降の検針分のガス料金等より１０％の税率を適用致します。

■２０１９年１０月１日以降新たにガス等をご利用していただくお客様

・２０１９年１０月１日以降検針分のガス料金等より１０％の税率を適用致します。

(警報器・消火器リース契約のお客様へ)

■２０１９年3月３１日以前に警報器・消火器リース契約を結んだお客様

・リース期限満了日まで、経過措置として８％の税率を適用致します。

■２０１９年4月１日以降に警報器・消火器リース契約を結んだお客様

・２０１９年１０月分の警報器・消火器リース代から１０％の税率を適用致します。

弊社は、今後とも経営効率化を推進するとともに、保安の確保、安定供給体制の充実、お客さまサービスの向上に努め、お客さま、地域社会の皆さまから信頼され選択していただける企業を目指してまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

＜お問い合わせ先＞

坂戸ガス株式会社

料金グループ

TEL　049-284-9000(代表)